

## 平成29年7月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月10日（月） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（ 13 人）

会長(14番) 高岡 重盛	職務代理者(13番) 米田 一喜	
(1番) 宮原 清人	(2番) 伊東 明継	(3番) 森松 栄
(4番) 西田 義和	(5番) 尾方 文代	(6番) 白石 悌二
(7番) 渡邊 和夫	(8番) 岩坂 博行	(9番) 永田 熊信
<del>(10番) 椎葉 セイ子</del>	(11番) 宮原 敬五	(12番) 岩崎 盛光

4. 欠席委員（ 1 人）

欠席委員：(10番) 椎葉セイ子

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。        本日は、(10番)委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。        只今から、平成29年7月相良村農業委員会総会を開会します。        相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、4番委員、5番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。        これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が21案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第21号        農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。        議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。        番号1、大字川辺字高原、及び朝の迫及び実の田8筆、畑5筆の計13筆の16,832㎡です。3条の使用貸借の再設定案件で貸付人、借受人は、議案に記載されているとおりです。農業者年金での10年の更新となります。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして</p>

議長	<p>ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字平ノ下、田1筆2,693㎡です。3条の賃貸借の新規案件で貸付人及び借受人は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について、4番委員からの報告をお願いいたします。</p>
4番委員	<p>昨日確認をとりまして、何ら問題はないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び4番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 の承認について</p>

議長	次に、議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。
議長	それでは、1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画についての利用権貸借についてご説明します。</p> <p>番号1、大字柳瀬字城ヶ峯畑1筆の1,651㎡で賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、1筆あたり8,300円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	<p>次に、2番についてですが、4番委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(4番員退席)</p>
議長	それでは、2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字柳瀬字榎木及び新村及び辻の田6筆、8,768㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は、10aあたり20,000円です。以上です。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、4番委員の入室を許可します。</p> <p>(4番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字中村田2筆の3,949㎡、賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で40,000円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番についてですが、3番委員に関する案件ですので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>

	(3番委員退席)
議長	それでは、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字四浦西字舟渡田1筆の1,421㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	ここで、3番委員の入室を許可します。
	(3番委員入室・着席)
議長	次に、5番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5、大字柳瀬字今村田1筆の2,028㎡です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、6番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字川辺字上高原及び中高原畑2筆の11,606㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は1年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7は、番号6の転貸になりますので同じ農地を、利用権を設定する者及び設定を受ける者に転貸するものであり、議案に記載されているとおりです。期間は1年です。賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	次に、8番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号8、大字川辺字中高原畑1筆11,563㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆84,000円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、9番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号9も番号8の利用権の設定を受ける者から転貸により、新たに利用権の設定を受ける者に転貸するものであり、賃貸借になります。期間は5年で賃借料は1筆84,000円となります。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、10番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大字川辺字佐土原畑2筆724㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号11、大字川辺字中高原畑1筆5,817㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり8,595円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字川辺字赤坂及び堀内及び城ノ上畑6筆の7,529㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）について審議します</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、大字四浦西字平川田1筆の776㎡です。権利を移転する者及び権利の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は300,000円です。以上です。</p>
14番委員	<p>引き続き、本件について14番委員として私からご報告します。当人たちから意見を聞きまして、譲り渡す方は農業を辞めるから譲り受け人に買ってくれとの申し出があった。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び14番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大字柳瀬字入口及び浜ノ上田5筆の9,880㎡です。権利を移転する者及び移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。</p> <p>売買価格は4,848,162円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第23号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明します。</p>

議長	<p>番号1、大字川辺字佐土原畑2筆の724㎡です。農地中間管理機構とおしての賃貸借の転貸になり権利を設定する農用地及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字中高原畑1筆の5,817㎡です。中間管理機構とおしての賃貸借の転貸で権利を設定する農用地及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり8,595円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号3、大字川辺字赤坂及び城ノ上畑2筆の2,593㎡です。中間管理機構の賃貸借の転貸で権利を設定する農用地及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字堀内畑1筆の911㎡です。中間管理機構の賃貸借の転貸で権利を設定する農用地及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号5、大字川辺字城ノ上畑3筆の4,025㎡です。中間管理機構の賃貸借の転貸で権利を設定する農用地及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。ありがとうございました。 それでは、これで本日の総会を閉会いたします。</p>

閉会 午前9時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成29年7月10日

相良村農業委員会

署名委員 4番 (印)

署名委員 5番 (印)